

農地の保全と集落の活性化を目指して

十津川村農業委員会

1. 十津川村の農業の概要

十津川村は面積が672.35km²、奈良県の約5分の1を占めます。村の96%が山林で急峻な地形の土地に54の大字により集落が構成されています。

農地は227haありますが、大半は保全管理のされている農地で、作物の栽培に使用されている農地は約130haになります。米の作付けは約11haで、米農家への戸別所得補償制度に加入している販売農家も2戸です。

ご存じのように紀伊半島大水害により、村では人、道路、家屋そして農地でも大きな被害が発生しました。しかし、各方面の方々より暖かいご支援、ご協力をいただき、復旧・復興に向けて着実に前進しているところです。また、この災害では1.3%の農地で被害が発生しましたが、県をはじめ関係機関のご指導、ご協力をいただき、本村では初めてとなる農地・農業用施設災害復旧事業にも取り組むことができました。



2. 農業委員会の取り組み

農地法の改正で農地の利用状況調査が義務付けられました。農業委員は12名（内、女性委員1名）で、全ての農地を調査するのに14日間の日数を要しています。

村は鳥獣害被害が深刻で、管内のほとんどの農地は、鳥獣の防除対策をしないことには農作物が作れない状況です。作付け作業よりも防除柵の設置に手間を要しているような状況です。こうなると致し方なく耕作を放棄せざるを得ない状況ですが、利用状況調査を実施すると多くの農地が適切に保全管理されています。これは農家の大変な努力で、「少しでも草むらを増やさない。」「自分の集落を守り続ける。」といった現れです。

農業委員会では、農地を適切に耕作していただくために村が地域に助成する鳥獣害対策集落環境整備事業（一定規模以上の広域的な防除柵の設置や農地周辺の不要果樹の伐採）の推進をするとともに、集落での事業実施にあたっては、打合せや鳥獣害対策の学習会に農業委員が同席し、地域の農家と一緒に鳥獣害対策に向けてかंबっています。

また、十津川村では長年、自家採種されてきた「十津川タカナ」の特産化にも取り組んでいます。平成24年からは、県のご指導をいただき、集落での試験栽培や加工品の試作が行なわれており、集落での活動に農業委員も積極的に参加しています。

十津川村の小さな農地を活用しながら、少しでも地域が活性化していくよう、農業委員会も活動していきます。

